

取扱区分：「公開」

令和2年第7回

周南市農業委員会総会議事録

注. 発言の内容についてはその要旨を記載しております。

(発言そのものの記載ではありません。)



令和2年7月10日（金）10時00分

於：周南市役所 2階シビック交流センター 交流室6

令和2年第7回

周南市農業委員会総会議事録

1 日 時 令和2年7月10日(月) 午前10時00分 ~ 10時56分

2 場 所 周南市シビック交流センター 2階 交流室6

3 出席者等

(1) 出席委員

第1番 竹安昌巳君	第2番 林俊一君
第3番 松田孝行君	第4番 藤原典子君
第5番 岩田実君	第6番 弘中壽君
第7番 山崎光夫君	第8番 徳本勉君
第9番 秋貞啓子君	第11番 高橋恵君
第12番 藤井孝君	第13番 原田雅之君
第14番 歳光時正君	
第15番 田中榮作君(会長職務代理者)	
第16番 笠井保雄君(会長)	

(2) 欠席委員

第10番 佐伯伴章君

(3) 事務局職員

局長 久野哲郎	次長 原田省二
次長補佐 時重智一	書記 重岡のぞみ

(4) 関係部署

産業振興部 農林課 主査 堀熊純一

(5) 傍聴人

なし

4 会議に付した議案

議案第 23 号	農地法第 3 条の規定による許可申請について	1 件
議案第 24 号	農地法第 4 条の規定による許可申請について	2 件
議案第 25 号	農地法第 5 条の規定による許可申請について	7 件
議案第 26 号	農業振興地域整備計画の変更について	6 件
報告第 20 号	農地法第 4 条の規定による農地転用届出について	1 件
報告第 21 号	農地法第 5 条の規定による農地転用届出について	8 件
報告第 22 号	非農地証明について	8 件
報告第 23 号	農地所有適格法人報告書の提出について	1 件

事務局長

皆さん、おはようございます。

定足数の報告をさせていただきます。

本日の総会の出席委員は16名中15名で、周南市農業委員会会議規則第9条の規定を充たしておりますので、総会は成立いたします。

なお、本日の欠席は、第10番佐伯委員の1名でございまして、周南市農業委員会会議規則第5条の規定による欠席の届出がありましたのでご報告いたします。

それでは、議長よろしく願いいたします。

開会（午前10時00分 ～ ）

議長（笠井会長）

皆さん、おはようございます。

それでは只今より、令和2年第7回周南市農業委員会総会を開会いたします。

これより議事に入ります。

議事日程第1、議事録署名委員の指名ですが、周南市農業委員会会議規則第23条に規定された議事録署名委員は、第2番、林 俊一委員、第11番、高橋 恵委員のご両名にお願いいたします。

議事日程第2、議案の審議に入ります。

それでは、議案第23号を議題といたします。

事務局より議案の説明をお願いいたします。

事務局長

議案書の1ページ、議案第23号「農地法第3条の規定による許可申請について」は、1議案1件です。

それでは、1番について、ご説明いたします。

申請地は、周南市大字金峰字東兼田に所在する農地の田、1筆の1,094平方メートルでございます。

権利移動につきましては、譲渡人は、遠隔地に居住し耕作が困難なため、譲受人は経営規模拡大のため取得するものです。

取得後の農地は約45アールで、当地区の30アールの下限面積要件を満たしています。

また、農地法第3条第2項その他各号には該当せず、許可要件の全てを満

議長（笠井会長）

たしていると判断しています。

以上です。

ありがとうございました。

只今の1番の案件につきまして、質疑を行います。

ご意見、ご質問はございませんか。

（なしの声あり）

特に発言がないようですので、これで質疑を終了いたします。

議案第23号1番につきまして、採決を行います。

許可とすることに、ご異議はございませんか。

（異議なしの声あり）

異議がありませんので、1番は許可と決定いたします。

続きまして、議案第24号を議題といたします。

事務局より議案の説明をお願いいたします。

事務局次長

それでは、議案書の2ページをご覧ください。

議案第24号「農地法第4条の規定による許可申請について」は、1議案2件について、ご説明いたします。

先ず1番です。

転用目的は、敷地の拡張及び太陽光パネルの設置ですが、申請地は、既に昭和42年頃、現在の居宅を建築した際に北側3分の2に庭木を植え、残りを家庭菜園として利用を始めており、平成26年に家庭菜園の所に太陽光パネルを設置しております。

従いまして、無断転用にあたりますので、申請者から本件に関するお詫びと今後は農地法を遵守する旨の始末書が提出されております。

なお、太陽光パネルの設置面積は123.67平方メートル、発電出力は15.4キロワット、パネル枚数は68枚となっております。

申請地は、須々万支所から南へ約400メートルに位置し、所在、地目、地積は、記載のとおりです。

分間図、土地利用計画図、現地写真は、配付資料のとおりです。

農地転用許可基準につきましては、申請地が水管および下水道管が埋設され

ている道路の沿道にあり、かつ、概ね500メートル以内に教育施設および医療施設がある第3種農地に該当いたします。

事業計画書・被害防除計画書など必要書類も完備されており、許可基準をすべて満たしています。

以上です。

議長（笠井会長）

只今の事務局からの説明に関連いたしまして、地区担当農業委員からの現地調査の結果及び補足説明をお願いいたします。

第11番

6月29日に申請人と現地を確認しましたので、報告いたします。

高橋 恵委員

現地は、昭和42年頃現在の住宅を建築した際に、庭として利用をはじめ、北側の3分の2に庭木を植え、残りを家庭菜園として利用しており、平成26年に家庭菜園部分に太陽光パネルを設置したとのことでした。

この度、農地法の規定の認識不足で転用したとのこと、無断転用に当たるといふことで、十分に反省し今後このようなことのないように農地法を遵守しますといふことで、始末書を提出しています。

書類等も完備されております。

議長（笠井会長）

ありがとうございました。

只今の1番の案件につきまして、質疑を行います。

ご意見、ご質問はございませんか。

（なしの声あり）

特に発言がないようですので、これで質疑を終了いたします。

議案第24号1番につきまして、採決を行います。

許可とすることに、ご異議はございませんか。

（異議なしの声あり）

異議がありませんので、1番は許可と決定いたします。

続きまして、議案第24号2番を議題といたします。

事務局より議案の説明をお願いいたします。

事務局次長

それでは2番について、ご説明いたします。

申請者は、自身が年齢を重ね、引退を前提に農地の規模を縮小するため植樹をしようとするものです。

申請地は、熊毛総合支所から南東へ約2.7キロメートルに位置し、所在、地目、地積は、記載のとおりです。

地籍図、土地利用計画図、現地写真は、配付資料のとおりです。

農地転用許可基準につきましては、農地区分は、農業公共投資の対象になっていない小集団の農地で第2種農地に該当いたします。

立地の代替性がなく、農地転用の確実性につきましては、資金計画書・事業計画書・被害防除計画書など必要な書類も完備されており、許可基準をすべて満たしています。

以上です。

議長（笠井会長）

只今の事務局からの説明に関連いたしまして、地区担当農業委員からの現地調査の結果及び補足説明をお願いいたします。

第14番

歳光 時正委員

番号2番について7月2日に現地において申請人に会い、お話を聞き調査いたしましたので報告をします。

現地は、登記地目は畑であり当地は長くキウイ・柿・栗・サカキ又は農機具等を入れる倉庫等がありサクラ等については約40年前より植樹されております。

また、周りは竹や笹、近年カズラが繁茂し草刈等管理するのがやっとなりましたが、年齢を重ね農業より引退するために農地の規模を縮小するため、今回サクラ・ツツジ等34本を植樹するものです。

先に報告しました果樹等は切って変更するものです。

調査項目に従い調査を行いました、問題はないと思われま。

よろしくお願ひし報告を終わります。

議長（笠井会長）

ありがとうございました。

只今の2番の案件につきまして、質疑を行います。

ご意見、ご質問はございませんか。

（なしの声あり）

特に発言がないようですので、これで質疑を終了いたします。

議案第24号2番につきまして、採決を行います。

許可とすることに、ご異議はございませんか。

(異議なしの声あり)

異議がありませんので、2番は許可と決定いたします。

続きまして、議案第25号を議題といたします。

事務局より議案の説明をお願いいたします。

それでは、議案書の3ページをご覧ください。

議案第25号「農地法第5条の規定による許可申請について」は、1議案7件について、ご説明いたします。

先ず1番です。

申請者は、太陽光発電事業を行うため、日当たりが良い申請地を購入し、パネル設置面積715.82平方メートル、発電出力49.5キロワットの太陽光パネル440枚を設置するものです。

譲渡人は、申請地を耕作しておらず、管理も困難となっていたところ、申請人が太陽光発電事業を行う用地を探していたため、土地を譲り受け、今回の申請になったものです。

申請地は、菊川支所から東へ約1.6キロメートルに位置し、所在、地目、地積は、記載のとおりです。

分間図、土地利用計画図、現地写真は、配付資料のとおりです。

農地転用許可基準につきまして、農地区分は、農業公共投資の対象になっていない小集団の農地で第2種農地に該当いたします。

行政庁の許可・認可等の処分の見込み・協議の状況等につきましては、申請地が河川管理区域にあり、この区域における工作物の設置については、河川法第55条許可の対象となり、現在申請を行っているところです。

その他、農地転用の確実性につきまして、資金計画書・事業計画書・被害防除計画書など必要な書類も完備されており、許可基準をすべて満たしています。

以上です。

只今の事務局からの説明に関連いたしまして、地区担当農業委員からの現地調査の結果及び補足説明をお願いいたします。

7月6日に現地調査を行いました。

事務局次長

議長（笠井会長）

第8番

徳本 勉委員

ならびに河川の関係があると思い、市と県の河川課に伺いました。
河川法に抵触するのことも事務局に報告しました。
その他は、事務局の報告の通りです。
報告を終わります。

議長（笠井会長）

ありがとうございました。
只今の1番の案件につきまして、質疑を行います。
ご意見、ご質問はございませんか。

（なしの声あり）

特に発言がないようですので、これで質疑を終了いたします。
議案第25号1番につきまして、採決を行います。
許可とすることに、ご異議はございませんか。

（異議なしの声あり）

異議がありませんので、1番は、許可と決定いたします。

続きまして、議案第25号2番を議題といたします。

事務局より議案の説明をお願いいたします。

事務局次長

それでは2番について、ご説明いたします。

申請者は、太陽光発電事業を行うため、日当たりも良く、道路に隣接した申請地を購入し、パネル設置面積273.31平方メートル 発電出力22.5キロワットの太陽光パネル168枚を設置するものです。

譲渡人は、申請地での耕作および管理が困難となっていたところ、申請人が太陽光発電事業を行う自己所有の土地がなく用地を探していたため、譲渡人の土地を譲り受け、今回の申請になったものです。

申請地は、戸田支所から南西へ約500メートルに位置し、所在、地目、地積は、記載のとおりです。

分間図、土地利用計画図、現地写真は、配付資料のとおりです。

農地転用許可基準につきまして、農地区分は、農業公共投資の対象になっていない小集団の農地で、第2種農地に該当いたします。

立地の代替性がなく、農地転用の確実性につきまして、資金計画書・事業計画書・被害防除計画書など必要な書類も完備されており、許可基準をすべ

て満たしています。

以上です。

議長（笠井会長）

只今の事務局からの説明に関連いたしまして、地区担当農業委員からの
現地調査の結果及び補足説明をお願いいたします。

第5番

議案第25号2番について補足説明します。

岩田 実委員

本申請は、譲受人である太陽光発電業者による、権利移動許可申請になります。

地目は田、面積は547平方メートルです。

7月7日、現地確認をしました。

譲渡人は高齢のため、自宅に伺い意思確認をしました。

現状は数年前から耕作された様子はなく、雑草が生えておりました。

耕作することが出来ず困っていたところへ、太陽光発電業者さんから要望
があり、譲渡すとのことでした。

7月8日に譲受人である太陽光発電業者さんとは、電話にて意思確認を
しました。

ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長（笠井会長）

ありがとうございました。

只今の2番の案件につきまして、質疑を行います。

ご意見、ご質問はございませんか。

（なしの声あり）

特に発言がないようですので、これで質疑を終了いたします。

議案第25号2番につきまして、採決を行います。

許可とすることに、ご異議はございませんか。

（異議なしの声あり）

異議がありませんので、2番は許可と決定いたします。

続きまして、議案第25号3番を議題といたします。

事務局より議案の説明をお願いいたします。

事務局次長

それでは3番について、ご説明いたします。

申請者は、株式会社を設立している会社経営者で、事業拡張するため工業

系の地域で土地を探していましたが、敷地面積が狭く隣接する耕作をしていない農地の転用・権利移動を申請したものです。

譲渡人は、18年前に住居移転し耕作に出向くのが難しくなり、18年間耕作もしておらず、維持管理が出来なくなり今回の申請となったものです。

申請地は、熊毛総合支所から南西へ3.1キロメートルに位置し、所在、地目、地積は、記載のとおりです。

地籍図、土地利用計画図、現地写真は、配付資料のとおりです。

農地転用許可基準につきまして、農地区分は、都市計画法第8条第1項第1号に規定する用途地域が定められている第3種農地と判断されます。

農地転用の確実性につきまして、資金計画書・事業計画書・被害防除計画書など必要な書類も完備されており、許可基準をすべて満たしています。

以上です。

議長（笠井会長）

只今の事務局からの説明に関連いたしまして、地区担当農業委員からの現地調査の結果及び補足説明をお願いいたします。

第13番

議案第25号3番について説明いたします。

原田 雅之委員

去る6月30日及び7月3日に譲渡人と電話にて、7月3日及び7月6日に代理人と電話にて意思確認いたしましたので報告いたします。

申請地は現在休耕しており、草刈がされておりました。

国道2号線に面し交通量が多く、他に接続している道も無いため農業機械の搬入や実作業にあたり、車両等の駐車場所もなく営農するには非常に困難な印象でした。

譲渡人の話では、以前は申請地近くに居住していたものの、2号線の騒音等生活に支障があり転居したこともあって、30年ほど前から休耕しているとのことでした。

その間、年4回程度草刈りして管理してきたものの、農業後継者もおらず高齢にもなり管理が難しくなってきたので、この度、譲受人の申出に応ずることでした。

譲受人は周南市内の総合建設業を営んでおり、この度事業を拡大するにあたり、建屋も新設するため工業系用途地域の適地を探していたところ、一体

利用する隣接宅地と申請地を併せて利用することによって、計画している必要面積が確保できるため取得したいとのことでした。

周辺は道路、川、鉄道敷地及び農地で、その農地は耕作されており建屋も建設することから、この度本事業計画を耕作者に事前に説明了解を得るよう伝え、7月5日に譲受人が説明に向かい了解を得たとのことでした。

雨水は側溝への放流、汚水は合併浄化槽で浄化し隣接河川への放流です。事業計画書、平面図、被害防除計画書に添って調査いたしました。特に問題はないと考えます。

ご審議のほど、よろしく願いいたします。

議長（笠井会長）

ありがとうございました。

只今の3番の案件につきまして、質疑を行います。

ご意見、ご質問はございませんか。

（なしの声あり）

特に発言がないようですので、これで質疑を終了いたします。

議案第25号3番につきまして、採決を行います。

許可とすることに、ご異議はございませんか。

（異議なしの声あり）

異議がありませんので、3番は許可と決定いたします。

続きまして、議案第25号4番を議題といたします。

また、この議案は、歳光委員が関係されておりますので、一旦ご退席をお願いいたします。

歳光委員退席

【歳光委員 退席】

事務局より議案の説明をお願いいたします。

事務局次長

それでは4番について、ご説明いたします。

申請者である借受人及び貸付人は親子関係にあたり、今回父親の所有する土地に自己用住宅を建てるために申請書を提出されたものです。

申請地は、熊毛総合支所から南東へ約2.1キロメートルに位置し、所在、地目、地積は、記載のとおりです。

地籍図、土地利用計画図、現地写真は、配付資料のとおりです。

なお、申請地は、平成30年7月豪雨により冠水直前となったため、平成30年7月23日付けで農地改良届が提出され、嵩上げを行っております。

また、キャベツの作付けを行っていましたが、土質が悪く、現在耕作は行っていない状況です。

農地転用許可基準につきまして、農地区分は、都市計画法第8条第1項第1号に規定する用途地域が定められている第3種農地と判断されます。

周辺農地の営農条件への支障につきましては、被害防除計画書が添付されており、雨水は、道路側溝へ放流し、汚水は、公共下水道に接続します。

その他の許可基準も、すべて満たしており、資金計画書・事業計画書など必要な書類も完備されています。

以上です。

議長（笠井会長）

只今の事務局からの説明に関連いたしまして、地区担当農業委員からの現地調査の結果及び補足説明をお願いいたします。

第13番

議案第25号4番について補足説明いたします。

原田 雅之委員

去る7月1日及び7月3日に申請人と意思確認いたしましたので報告いたします。

申請地は熊毛インターの近くで、現状は耕作されていないものの、管理された状態でした。

貸付人の話では、2年前の豪雨の際、冠水直前となって嵩上げを行っているとのことですが、この農地は土質も悪くキャベツ等畑作をしたものの、なかなか良い結果が得られなかったということでした。

この度息子夫婦が新居を建てるということとなって、実家近くに土地を探していたので、普段より農作業の手伝いもしてくれていることから、申請地を貸すとのことにしたとのことでした。

借受人家族は、現在アパートに居住しているのですが子供が生まれることや、勤務が休みの時に貸付人の農作業の手伝いをするのに、実家近くに住居を建てたいと考え申請地を借り受けることとしたとの事でした。

事業計画書、立面図、平面図、被害防除計画書に添って調査いたしました。が、建屋高さも低く申請地周辺は住居、貸付人所有農地、公道で雨水は側溝

への放流、家庭雑排水は公共下水道への排水ということで、周辺の内へのえいきょうは無いと考えます。

議長（笠井会長）

問題ないと考えますので、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

ありがとうございました。

只今の4番の案件につきまして、質疑を行います。

ご意見、ご質問はございませんか。

（なしの声あり）

特に発言がないようですので、これで質疑を終了いたします。

議案第25号4番につきまして、採決を行います。

許可とすることに、ご異議はございませんか。

（異議なしの声あり）

異議がありませんので、4番は許可と決定いたします。

歳光委員着席

【歳光委員 着席】

続きまして、議案第25号5番を議題といたします。

事務局より議案の説明をお願いいたします。

事務局次長

それでは5番について、ご説明いたします。

申請者は、事業拡張に伴い資材取扱量が増加するため、現在、資材置き場として利用している隣接地を購入して、一体利用することを考え、譲渡人は現在、梅林として利用しているが今後は利用を廃止するため、申請書を提出されております。

申請地は、菊川支所から北東へ1.7キロメートルに位置し、所在、地目、地積は、記載のとおりです。

分間図、土地利用計画図、現地写真は、配付資料のとおりです。

なお、令和2年6月17日、本申請前に誤って、隣接する山林の整地と同時に申請地の梅林を伐採しておりますことから、この事のお詫びと今後農地法を遵守する旨の始末書が提出されております。

農地転用許可基準につきまして、農地区分は、農業公共投資の対象になっていない小集団の農地で、第2種農地に該当いたします。

立地の代替性がなく、農地転用の確実性につきまして、資金計画書・事業

計画書・被害防除計画書など必要な書類も完備されており、許可基準をすべて満たしています。

以上です。

議長（笠井会長）

只今の事務局からの説明に関連いたしまして、地区担当農業委員からの現地調査の結果及び補足説明をお願いいたします。

第8番

7月6日に現地調査を行いました。

徳本 勉委員

事務局の報告の通りで特に報告することはありません。

議長（笠井会長）

ありがとうございました。

只今の5番の案件につきまして、質疑を行います。

ご意見、ご質問はございませんか。

（なしの声あり）

特に発言がないようですので、これで質疑を終了いたします。

議案第25号5番につきまして、採決を行います。

許可とすることに、ご異議はございませんか。

（異議なしの声あり）

異議がありませんので、5番は許可と決定いたします。

続きまして、議案第25号6番を議題といたします。

事務局より議案の説明をお願いいたします。

事務局次長

それでは6番について、ご説明いたします。

申請者は、資材置き場を新設する為、譲渡人は現在、休耕しており今後も水田として利用する予定もないため、申請書を提出されております。

申請地は、須々万支所から南西へ約1.2キロメートルに位置し、所在、地目、地積は、記載のとおりです。

分間図、土地利用計画図、現地写真は、配付資料のとおりです。

なお、申請地の東側に隣接する土地は、農地法施行規則第29号第6号に該当するため非農地証明が交付されており、地目が原野である西側の隣接地と共に一体利用となっております。

農地転用許可基準につきまして、農地区分は、農業公共投資の対象になっていない小集団の農地で、第2種農地に該当いたします。

立地の代替性がなく、農地転用の確実性につきまして、資金計画書・事業計画書・被害防除計画書など必要な書類も完備されており、許可基準をすべて満たしています。

以上です。

議長（笠井会長）

只今の事務局からの説明に関連いたしまして、地区担当農業委員からの現地調査の結果及び補足説明をお願いいたします。

第 1 1 番

7月3日に事務局の方と現地を確認しましたので報告します。

高橋 恵委員

申請人とは電話にて意思確認いたしました。

現地は、譲渡人が遠方のため長い間耕作されていませんでした。

譲受人は須々万に拠点を置く土木業者で、申請地を資材置場として利用したいとのことでした。

今回、隣の土地と一緒に購入し、申請地と一体化して953平方メートルで利用するとのことでした。

なお、隣の土地に関しては、河川工事の資材置場として利用されており、非農地証明がすでに出されているとの事です。

議長（笠井会長）

ありがとうございました。

只今の6番の案件につきまして、質疑を行います。

ご意見、ご質問はございませんか。

（なしの声あり）

特に発言がないようですので、これで質疑を終了いたします。

議案第25号6番につきまして、採決を行います。

許可とすることに、ご異議はございませんか。

（異議なしの声あり）

異議がありませんので、6番は許可と決定いたします。

続きまして、議案第25号7番を議題といたします。

事務局より議案の説明をお願いいたします。

事務局次長

それでは7番について、ご説明いたします。

申請者は、太陽光発電事業を行うため、日当たりが良く道路に隣接した申請地を購入し、パネル設置面積368.11平方メートル 発電出力44.

0キロワットの太陽光パネル192枚を設置するものです。

譲渡人は、申請地での耕作および管理が困難となっていたところ、申請人が太陽光発電事業を行う自己所有の土地がなく用地を探していたため、譲渡人の土地を譲り受け、今回の申請になったものです。

申請地は、須々万支所から南西へ約1.7キロメートルに位置し、所在、地目、地積は、記載のとおりです。

分間図、土地利用計画図、現地写真は、配付資料のとおりです。

農地転用許可基準につきまして、農地区分は、農業公共投資の対象になっていない小集団の農地で、第2種農地に該当いたします。

立地の代替性がなく、農地転用の確実性につきまして、資金計画書・事業計画書・被害防除計画書など必要な書類も完備されており、許可基準をすべて満たしています。

以上です。

議長（笠井会長）

只今の事務局からの説明に関連いたしまして、地区担当農業委員からの現地調査の結果及び補足説明をお願いいたします。

第11番

高橋 恵委員

6月29日に現地を確認しましたので報告します。

なお委任状が出ていましたので、代理人に電話にて確認いたしました。

現地は長い間耕作されておらず、雑草が繁茂しておりました。

譲渡人は今後も耕作することが出来ないとのことで、管理が困難になっていたところ、譲受人から申請地が太陽光発電事業に適しているとのことで、譲り受けの希望が有ったため、売却を決め今回の申請になりました。

一部日陰になる部分と、住宅の出入り口の為の配慮で機械の設置をしない部分があります。

近隣住民の了承も得ているとのことで、書類等も完備されていますので問題ないと思われます。

議長（笠井会長）

ありがとうございました。

只今の7番の案件につきまして、質疑を行います。

ご意見、ご質問はございませんか。

（なしの声あり）

特に発言がないようですので、これで質疑を終了いたします。

議案第25号7番につきまして、採決を行います。

許可とすることに、ご異議はございませんか。

(異議なしの声あり)

異議がありませんので、7番は許可と決定いたします。

続きまして、議案第26号を議題といたします。

事務局より議案の説明をお願いいたします。

事務局長

議案書の4ページ、5ページをお願いします。

議案第26号「農業振興地域整備計画の変更について」農業振興地域の整備に関する法律施行規則第3条の2第2項の規定により、周南市長より、同法第8条の規定に基づき定められた、周南市農業振興地域整備計画のうち農用地利用計画の変更について、下記のとおり諮問を受けたいので意見を求める。

令和2年7月10日 周南市農業委員会 会長 笠井 保雄

今回は、除外が6件でございます。

議長（笠井会長）

この諮問について、農林課の説明を受け、地区担当委員から現地調査の結果やご意見をいただいたうえで、決定を行いたいと思います。

よろしくをお願いします。

農林課

農林課堀熊です。

堀熊主査

よろしくをお願いいたします。

議案第26号農業振興地域整備計画の変更については、5月末までに6件の除外の申出があり、農業振興地域の整備に関する法律施行規則第3条の2第2項の規定に基づきお諮りするものです。

それでは、1番の除外についてですが、該当地は周辺を荒廃農地に囲まれ、鳥獣被害が顕著であるため、農地として維持管理を継続することが困難であり、他に耕作者も見込まれないことから、申出地にクヌギ・ナラ・カシワを植樹し、林地として適切に管理したいとの申出です。

申出地は、大向市民センターから南東に約2.1キロメートルのところに位置しており、所在・地目・地積は議案書のとおりです。

また、位置図・周辺図・分間図・写真については、配付資料をご覧ください

い。

分間図のとおり、申出地239番と240番の2筆は、北側が農地、東側は農道を挟んで山林、南側から西側にかけては市道に面しております。243番は、北側から東側にかけては農地、南側から西側にかけては市道に面しております。

313番は、東側は市道、それ以外は全て農地に面しております。なお、本件の除外の見込みについては、県の担当部局に事前に確認しています。

説明は以上です。

地区担当委員さんからの現地調査並びに除外に関するの意見をお願いします。

議長（笠井会長）

議案第26の1番について報告します。

第9番

秋貞 啓子委員

農用地となるこの土地について、申請者と共に7月9日に確認に参りました。

申請地の農地は周囲も荒廃しており、鳥獣からの守りもかなり難しくなっております。

田として耕作困難であるため、くぬぎ・なら・かしわなど、周囲に迷惑のかからぬものを選んで植樹するとの事でした。

この一帯は高齢化が深刻となっており、荒廃が進んでおります。

申請者は以前はこの場所に住んでおられましたが、同じ地区内でも少し離れた所に家を建て住まわれており、管理が容易なる様にとのことも話されていきました。

農業においては、新しい住所でも家族で協力されておりますので、植樹後の管理も可能と思われまます。

ご検討をお願いします。

議長（笠井会長）

1番の案件につきまして、ご意見、ご質問はございませんか。

（なしの声あり）

特に発言がないので、議案第26号1番につきまして、採決を行います。

許可とすることに、ご異議はございませんか。

（異議なしの声あり）

異議がありませんので、1番は、承認する旨、市長に答申いたします。

農林課

堀熊主査

次に、2番につきまして、説明をお願いします。

続きまして、2番の除外についてですが、本件は地権者が遠方に居住しており、今後、農地として維持管理を継続することが困難であり、他に耕作者も見込まれないことから、申出地にもみじを植樹し、林地として適切に管理したいとの申出です。

申出地は、須金支所から北東に約1.8キロメートルのところに位置しており、所在・地目・地積は議案書のとおりです。

また、位置図・周辺図・分間図・写真については、配付資料をご覧ください。

分間図のとおり、申出地757番1と757番2は北側から東側にかけて農地、南側は県道と農地、西側は宅地（現況：市道）に面しております。

761番1は西側から北側は河川、東側は宅地、南側は県道に面しております。

897番1と897番2の北側は宅地と農地（現況：市道）、東側は市道を挟んで農地（現況：山林）、南側は農地、西側は河川に面しております。

958番と959番は北側は山林（現況：宅地・市道）、東側は河川、南側から西側は農地（西川現況：市道）に面しております。

なお、本件の除外の見込みについては、県の担当部局に事前に確認しています。

議長（笠井会長）

説明は以上です。

第11番

地区担当委員からの現地調査並びに除外に関する意見をお願いします。

高橋 恵委員

7月4日に現地を確認しましたので報告します。

申請人とは電話にて確認いたしました。

現地は7筆とも譲渡人が遠方のため、長い間耕作されておらず、雑草が繁茂しており農地として管理していくのが今後も困難なことから、植林して管理したいとのことで、今回の除外の申請になりました。

議長（笠井会長）

周辺に関しても植林しても影響は無いと思われます。

2番の案件につきまして、ご意見、ご質問はございませんか。

（なしの声あり）

特に発言がないので、議案第26号2番につきまして、採決を行います。

許可とすることに、ご異議はございませんか。

（異議なしの声あり）

農林課

堀熊主査

異議がありませんので、2番は、承認する旨、市長に答申いたします。

次に、3番につきまして、説明をお願いします。

続きまして、3番の除外についてですが、本件は地権者が高齢かつ遠方に居住しており、今後、農地として維持管理を継続することが困難であり、他に耕作者も見込まれないことから、申出地に桜等を植樹し、林地として適切に管理したいとの申出です。

申出地は、八代支所から南東に約1.4キロメートルのところに位置しており、所在・地目・地積は議案書のとおりです。

また、位置図・周辺図・分間図・写真については、配付資料をご覧ください。

分間図のとおり、申出地の西側から北側にかけては原野及び農地、南側から東側にかけては市道に面しております。

なお、本件の除外の見込みについては、県の担当部局に事前に確認しています。

説明は以上です。

地区担当委員からの現地調査並びに除外に関するの意見をお願いします。

議長（笠井会長）

第14番

歳光 時正委員

議案第26号、番号3について7月2日に現地調査を行い、申請者は遠方のため電話で確認を行いました。

現地は長く荒れている土地でありまして、647番1・647番2・648番1・649番1については一部小さなビニールハウスが立っており、野菜を近くの方が作っておりましたが、その方も本年で野菜作りを終えるそうであります。

また650番1は雑草が繁茂している状態であり、今後農地として守って行かれる方もおらず、今回植樹を1,330平方メートル内にサクラ・ハナモモ・モミジ・サルスベリ等、約18本を植える予定であります。

問題ないと思いますので、よろしくお願ひし報告を終わります。

3番の案件につきまして、ご意見、ご質問はございませんか。

議長（笠井会長）

（なしの声あり）

特に発言がないので、議案第26号3番につきまして、採決を行います。

許可とすることに、ご異議はございませんか。

（異議なしの声あり）

農林課

堀熊主査

異議がありませんので、3番は、承認する旨、市長に答申いたします。

次に、4番につきまして、説明をお願いします。

続きまして、4番の除外についてですが、本件は事業者が近隣で建築事業を営んでおり、事業規模拡大に伴い、申出地に資材置場を設置したいとの申出です。

申出地は、熊毛総合支所から北東に約1.6キロメートルのところに位置しており、所在・地目・地積は議案書のとおりです。

また、位置図・周辺図・分間図・写真については、配付資料をご覧ください。

分間図のとおり、申出地の東側は市道、南側から西側は農地、北側は原野及び農地に面しております。

なお、本件の除外の見込みについては、県の担当部局に事前に確認しています。

説明は以上です。

地区担当委員からの現地調査並びに除外に関しての意見をお願いします。

議長（笠井会長）

議案第26号4番について補足説明いたします。

第13番

原田 雅之委員

去る7月1日に現地確認、譲渡人と自宅にて、7月1日及び2日に譲渡人と電話にて意思確認いたしましたので報告いたします。

申請地は長年草刈りされた様子もなく、草木が生茂っておりました。

既に雑木も自生し農地として活用するには困難な印象でした。

譲渡人は十数年間、体調不良もあって耕作管理できず現状に至っています。

譲渡人は周南市内で建設業を営んでおり、昨年、申請地から40メートル程の所に物件を購入し、そこに事務所兼住宅を新築する予定で、近年資材等盗難が多発していることもあって、現在分散して管理している車両、資材を一か所に集約し新事務所近くの申請地を、車両及び資材置き場として活用したいとの事でした。

申請地周辺は、道路及び農地でその農地の耕作者にも話を聞いたところ、現状のまま放置されるより資材置き場として管理してもらえるほうが、営農

活動に支障をきたさないことでした。

雨水も道路側溝への放流で、汚水の発生もなく周辺農地に与える影響はないと考えます。

事業計画書、平面図、被害防除計画書に添って調査いたしましたが、特に問題はないと考えます。

ご審議のほど、よろしく願いいたします。

議長（笠井会長）

4番の案件につきまして、ご意見、ご質問はございませんか。

（なしの声あり）

特に発言がないので、議案第26号4番につきまして、採決を行います。

許可とすることに、ご異議はございませんか。

（異議なしの声あり）

異議がありませんので、4番は、承認する旨、市長に答申いたします。

次に、5番につきまして、説明をお願いします。

農林課

堀熊主査

続きまして、5番の除外についてですが、本件は地権者が居住する住宅に息子が農業を後継する目的で住居を移されるにあたり、現家屋が老朽化により建替えの必要を要し、且つ新築の際には山口県建築基準条例第7条の制限により既存宅地内での改築が不可能となったため、申出地に跨って自己用住宅を建築したいとの申出です。

申出地は、夜市支所から北に約2.8キロメートルのところに位置しており、所在・地目・地積は議案書のとおりです。

また、位置図・周辺図・分間図・写真については、配付資料をご覧ください。

分間図のとおり、申出地の南側は宅地、東側から北側が市道及び宅地、西側は農地に面しております。

なお、本件の除外の見込みについては、県の担当部局に事前に確認しています。

説明は以上です。

議長（笠井会長）

第5番

地区担当委員からの現地調査並びに除外に関しての意見をお願いします。

議案第26号5番について補足説明します。

岩田 実委員

本申請は、自己用住宅建築に伴う農用地利用計画変更の申請になります。

地目は田、面積は285平方メートルです。

7月7日に現地確認をしました。

傾斜地で水路が無く耕作されていません。

一部は農作業場として利用されていました。

農業後継者である長男夫婦が、老朽化した家屋を解体し実家を新築するにあたり調査したところ建築不可領域がある事がわかり、農家住宅、農器具倉庫、農作業場とスペースが足りないので、今回の申請になったとの事です。申請書、事業計画書、被害防除計画書、資金計画書、分間図いずれも問題ないと思われま。

農家が減少する中、農業後継者としての今後の活躍が期待されます。

ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長（笠井会長）

5番の案件につきまして、ご意見、ご質問はございませんか。

（なしの声あり）

特に発言がないので、議案第26号5番につきまして、採決を行います。

許可とすることに、ご異議はございませんか。

（異議なしの声あり）

異議がありませんので、5番は、承認する旨、市長に答申いたします。

次に、6番につきまして、説明をお願いします。

農林課

堀熊主査

最後に、6番の除外についてですが、本件は地権者が高齢となり、今後、農地として維持管理を継続することが困難であり、他に耕作者も見込まれないことから、申出地に太陽光発電施設を設置し、管理したいとの申出です。

申出地は、熊毛総合支所から南東に約900メートルのところに位置しており、所在・地目・地積は議案書のとおりです。

また、位置図・周辺図・分間図・写真については、配付資料をご覧ください。

分間図のとおり、申出地の北側は農地、東側は河川、南側から西側にかけては農地に面しております。

なお、本件の除外の見込みについては、県の担当部局に事前に確認しています。

説明は以上です。

議長（笠井会長）

第14番

歳光 時正委員

地区担当委員からの現地調査並びに除外に関しての意見を申し上げます。
番号6について7月2日に現地において調査を行いました。

合計826平方メートルの土地に太陽光発電設備を建築しようとするものです。

現地は、農業振興地域内であり角地になります。

また、申請者の所有地で有り申請者本人が自己用地内に太陽光発電を行うものです。

他の土地いわゆる雑種地です。

白地等ないため当該地を選定いたしました。

計49.5キロワットの発電能力を持つものであり周りに及ぼす影響もな
いと思われまますので問題ないと思われまます。

よろしくお願ひし報告を終わります。

議長（笠井会長）

6番の案件につきまして、ご意見、ご質問はございませんか。

（なしの声あり）

特に発言がないので、議案第26号6番につきまして、採決を行います。
許可とすることに、ご異議はございませんか。

（異議なしの声あり）

異議がありませんので、6番は、承認する旨、市長に答申いたします。

以上で、審議案件は全て終了いたしました。

続きまして、報告事項に入らせていただきます。

それでは、報告第20号につきまして、事務局より報告事項の説明をお願
ひします。

事務局長

議案書の6ページをお願いします。

報告第20号「農地法第4条の規定による農地転用届出について」を、ご
説明いたします。

市街化区域内の農地を、あらかじめ農業委員会に届け出て、農地以外のもの
に転用することにつきましては、農地法第4条第1項第7号に規定され、
許可は不要とされているもので、今回は1件ございました。

内容は記載のとおりで、添付書類も含め完備しておりましたので、事務局

長専決により書類を受理いたしましたので、ご報告いたします。

以上でございます。

議長（笠井会長）

説明が終わりました。

以上で、報告第20号を終わります。

続きまして、報告第21号につきまして、事務局より報告事項の説明をお願いいたします。

事務局長

議案書の7ページ 8ページをお願いします。

報告第21号「農地法第5条の規定による農地転用届出について」を、ご説明いたします。

市街化区域内の農地を、あらかじめ農業委員会に届け出て、権利移動と農地以外のものに転用することにつきましては、農地法第5条第1項第6号に規定され、許可は不要とされているもので、今回は5件ございました。

内容は記載のとおりで、添付書類も含め完備しておりましたので、事務局長専決により書類を受理いたしましたので、ご報告いたします。

以上でございます。

議長（笠井会長）

説明が終わりました。

以上で、報告第21号を終わります。

続きまして、報告第22号につきまして、事務局より報告事項の説明をお願いいたします。

事務局長

議案書の9ページ、10ページをお願いいたします。

報告第22号「非農地証明について」をご説明いたします。

登記簿上の地目が農地で、現況が農地以外になっている土地について、地目の変更登記をしようとする者からの申請に基づき、交付する証明書でございます。今回は8件ございました。

内容については記載のとおりで、現地も確認いたしました。

添付書類も含め完備しておりましたので、事務局長専決により非農地である旨の確認及び証明をいたしましたので、ご報告いたします。

以上でございます。

議長（笠井会長）

説明が終わりました。

以上で、報告第 2 2 号を終わります。

続きまして、報告第 2 3 号につきまして、事務局より報告事項の説明をお願いいたします。

事務局長

議案書の 1 1 ページをお願いします。

報告第 2 3 号「農地所有適格法人報告書の提出について」を、ご説明いたします。

農地所有適格法人は、農地法第 6 条第 1 項及び同法施行規則第 5 8 条の規定により、毎年、事業の状況などを、事業年度終了後 3 ヶ月以内に農業委員会に報告しなければならないとされているものでございます。

今回は 1 件ございました。

添付書類も含め完備しており、農地所有適格法人としての農地法第 2 条第 3 項に規定された法人形態要件、事業要件、構成員要件、役員要件を充たしておりますので、ご報告いたします。

以上でございます。

議長（笠井会長）

説明が終わりました。

以上で、報告第 2 3 号を終わります。

これを持ちまして、本日の議案の審議は全て終了いたしましたので、令和 2 年第 7 回周南市農業委員会総会を閉会いたします。

お疲れ様でした。

閉会（午前 1 0 時 5 6 分）

上記決議を明確にするため、この議事録を作成し署名委員がこれに署名する。

署 名 人

令和2年7月10日

周南市農業委員会

会 長 笠 井 保 雄

委 員 林 俊 一

委 員 高 橋 恵